

【交通指導取締りQ&A】

Q 交通反則通告制度とは？

A 交通反則通告制度は、自動車や原動機付自転車などの運転者の違反行為のうち、飲酒運転や無免許運転など特に悪質な一部の違反を除き、一定期間内に定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されるという制度です。

反則行為で警察官から反則告知を受けた場合、交通反則告知書と仮納付書が渡されます。

告知内容に異議がなければ、仮納付書に記入された納付期限までに銀行等か郵便局で反則金を納めると、すべての手続きが終わります。

納付期限までに反則金を納付しなかった場合は、指定された交通反則通告センターに出頭して、通告書によって反則金納付の通告を受けることになります。

通告を受けた人は、その日を含めて11日以内に銀行等か郵便局で反則金を納付すると手続きが終わります。住所が遠いなどで交通反則通告センターに出頭できない人には、通告書が郵送されます。

交通反則通告制度の適用を拒否して反則金を納めなかったときは、違反を検察庁又は家庭裁判所に送致することとなります。

交通反則通告制度の適用を受けるか、それを拒否するかは、違反した方が選択することとなります。

Q 切符への署名や押印は必ずしないといけない？

A 交通反則切符等を警察官が作成した場合、供述書欄に署名及び押印又は指印を求めますが、これは強制するものではありません。